

副食費の取り扱いについて

主食費と副食費とは？

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化によって原則、「3歳～5歳児」や「住民税非課税の0歳～2歳児」は保育料が無償となりました。

その他の給食費や行事参加費、通園費などは基本的に保護者の方の自己負担となります。

給食費については以下のように「主食費」「副食費」に分けて考えます。

主食費：お米、麺、パン代など

副食費：おかず、おやつ、お茶代など

主食費は全世帯の保護者から徴収しますが、副食費については年収や子どもの人数によって免除される世帯があります。

副食費免除の意味・対象世帯

副食費免除とはその名の通り、副食費（おかず、おやつ、お茶代など）を免除することを指します。
以下のいずれかの要件に当てはまる世帯は副食費が免除されます。

<副食費免除の対象世帯>

○年収360万円未満相当の世帯

<1号認定>

- ・市民税所得割額が77,101円未満世帯のお子さん

<2号認定>

- ・市民税所得割額が57,700円未満※世帯のお子さん

※母子・父子世帯、在宅障がい児・者のいる世帯に該当する場合は、1号認定と同じ市民税所得割額77,101円未満が基準となります。

○第3子以降の児童が通園する世帯

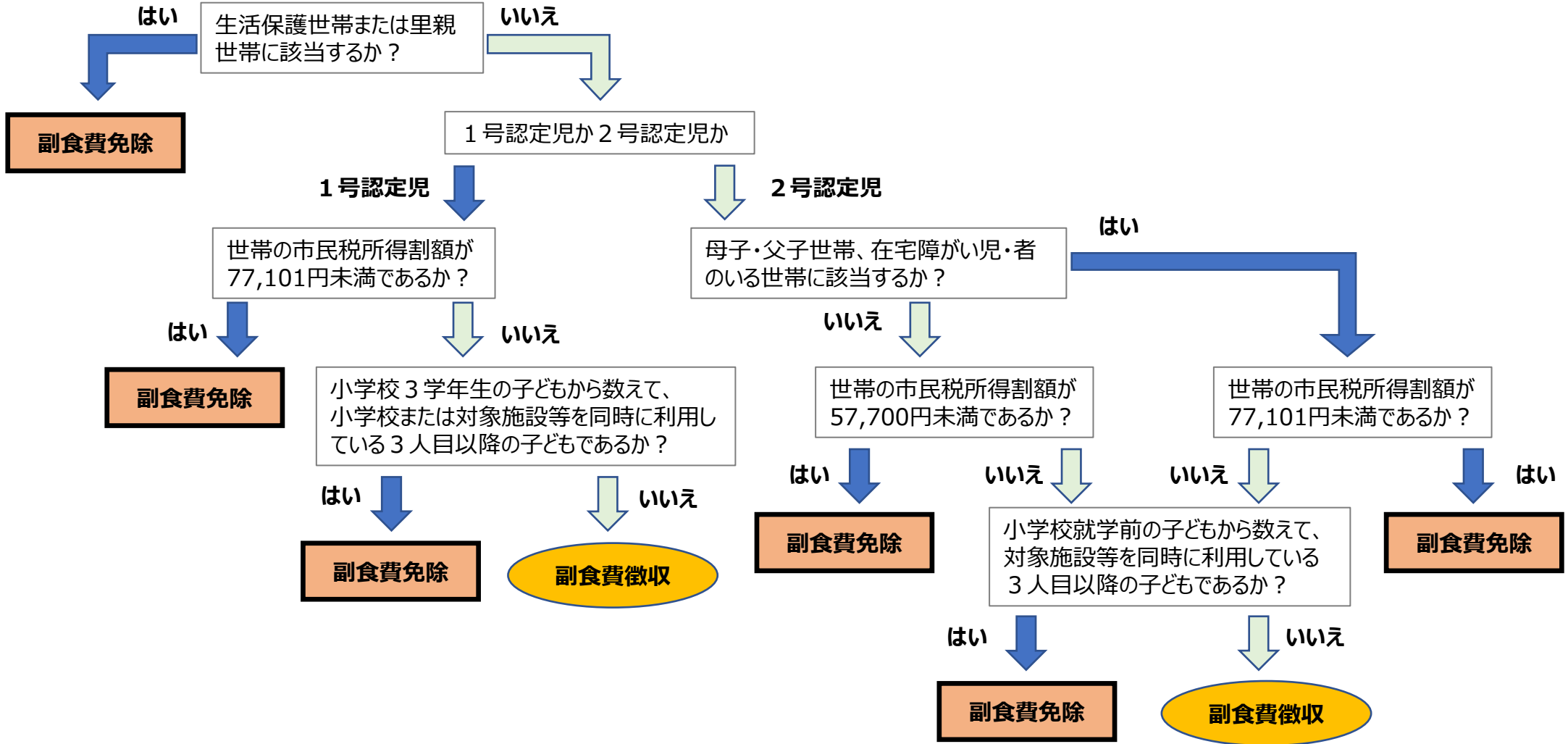
<1号認定>

- ・同一世帯内において、小学校3年生のお子さんから数えて、3人目以降のお子さん

<2号認定>

- ・同一世帯内において、小学校就学前のお子さんから数えて、3人目以降のお子さん

(参考) 1・2号認定児の副食費免除判定フローチャート



副食費免除の判定方法・取り消し例

次に副食費免除適用についての判定方法、取り消し例を説明します。

■ 副食費免除の判定方法

○ 年収360万円未満相当の世帯

4月から8月分の副食費免除判定は**前年度分**の市民税所得割額により決定し、

9月から翌年3月分の副食費免除判定は**当年度分**の市民税所得割額により新たに決定します。

毎年9月に副食費免除判定の切替えがあります。

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

前年度の市民税所得割額に基づく副食費免除判定

当年度の市民税所得割額に基づく副食費免除判定

副食費免除の判定方法・取り消し例

■ 副食費免除の判定方法

○ 第3子以降の児童が通園する世帯

	【年少】 3歳	【年中】 4歳	【年長】 5歳	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生
1号	【きょうだい3】 ○ 3番め		【きょうだい2】 ○ 2番め			【きょうだい1】 ○ 1番め	
	該当		非該当				
2号	【きょうだい3】 ○ 2番め		【きょうだい2】 ○ 1番め			【きょうだい1】 ○ 数えません	
	非該当		非該当				

保育施設で副食費免除の判定方法・取り消し例

■副食費免除の取り消し例

副食費が免除されていた世帯の中には以下の様な理由で「免除取り消し」となるケースがあります。

(例)

○所得（年収360万円未満相当）要件

- ・前々年の世帯年収は360万円未満だったが、前年の世帯年収が360万円以上であったため、該当しなくなった。
- ・1号から2号へ認定変更を行い、所得割額が57,700円以上のため該当しなくなった。

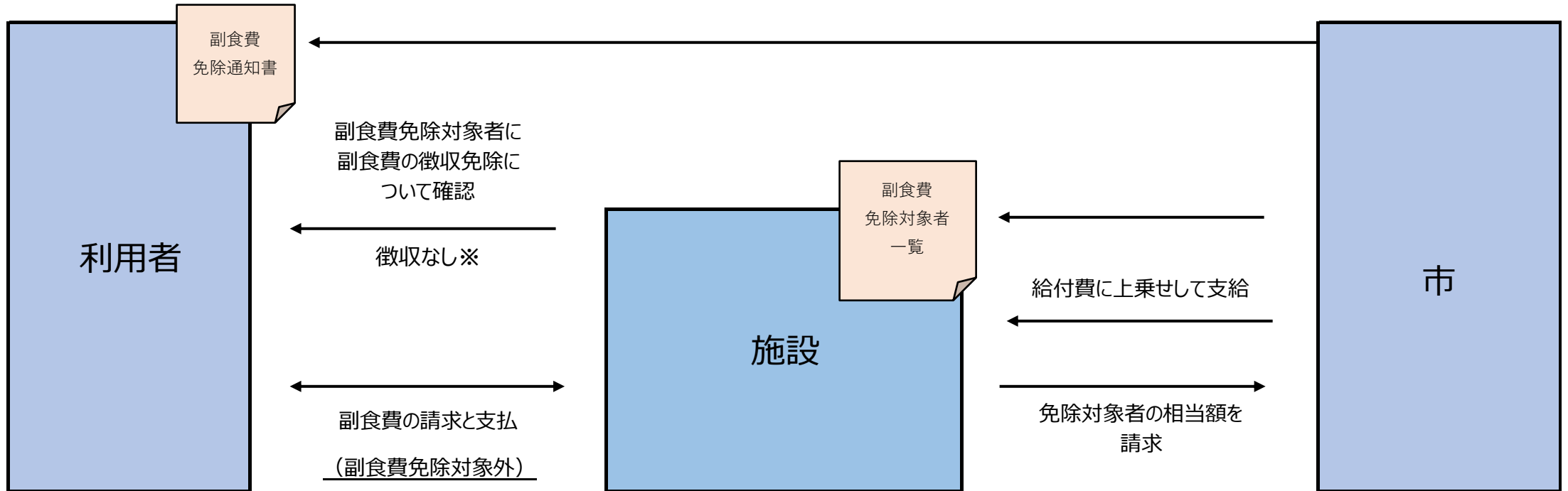
○第3子以降要件

- ・第1子が小学4年生となり、第3子以降に該当しなくなった。（1号認定児）
- ・1号から2号へ認定変更を行い、第1子が小学3年生のため、第3子以降に該当しなくなった。

保育施設での副食費の事務処理対応

副食費に関する実務フローは以下の通りです。

- ① 市から施設に副食費免除対象者一覧を送付します。⇒ 施設は利用者に副食費免除対象である旨を確認してください。
(併せて、対象者へ副食費免除通知を送付しています。)
- ② 施設は免除対象者以外から副食費を徴収します。
(副食費免除対象者からは徴収できません。)
- ③ 免除対象者の副食費相当額(4,700円)を給付費に上乗せして市から施設に給付します。



※各施設で設定されている副食費徴収金額と、副食費徴収免除加算との差額についても徴収できません。